

庄原市監査委員告示第4号

平成28年3月28日付け庄原市監査委員告示第2号で公表した財政援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成28年8月5日

庄原市監査委員 高野美則
同 田中五郎

平成27年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
〔交付金交付団体：西城自治振興区、八銚自治振興区 交付金名：自治振興区振興交付金（所管部署：西城支所総務室）〕			
ア 特別振興交付金について（所管部署に対するもの）	<p>統括職員及び事務職員の人件費は、特別振興交付金として交付されているが、団体からの交付申請の時期も影響し、年度当初に交付がないため、それまでの間の人件費は、他会計からの一時借入により支払われている。4月の人件費が支払われるまでに交付されるよう検討されたい。</p>	<p>各自治振興区より早い時期に申請していただき、早急に事務手続きを進め、できるだけ早い時期に交付できるように努める。</p>	

平成27年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
<p>〔公の施設の管理団体：株式会社庄原ヒルズ・コーポレーション 施設名：自然とやすらぎの里宿泊研修施設（かさべるで）及び比和コテージ施設（所管部署：比和支所地域振興室）〕</p>			
<p>ア利用料金について （所管部署及び団体 に対するもの）</p>	<p>事前に市の承諾を受けた額で、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることになっている。承諾を受けた額と異なる件が見受けられたので留意されたい。</p>	<p>事前に承諾した額と異なる額の利用料金を収受する場合は、事前に市と協議し承諾を受けるよう指導する。また、基本協定書等の内容を改めて確認するよう指導する。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
<p>イ行政財産の使用許可について（所管部署及び団体に対するもの）</p>	<p>行政財産の使用許可が見受けられないものがあった。適時適正に手続きを行われたい。</p>	<p>行政財産の使用許可を適時適正に手続きするよう指導する。なお、本年度はすでに使用許可（自動販売機の設置）の手続きを行っている。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>